

札幌市民防災センター・白石消防署衛生設備管理業務仕様書

本業務は、札幌市民防災センター・白石消防署の空調衛生設備等の機能保全及び運転管理を実施し、良好な環境の維持を図ることを目的として、設備の保守管理業務を委託するものであり、業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等の関係法規を遵守すること。

記

1 業務名

札幌市民防災センター・白石消防署衛生設備管理業務

2 履行場所

札幌市民防災センター・白石消防署（札幌市白石区南郷通6丁目北2-1）

RC造地下1階・地上4階建 延べ面積 3,674.65㎡

3 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 保守点検項目

- (1) 空気調和設備及び機械換気設備
- (2) 給水設備
- (3) 排水設備
- (4) ねずみ、こん虫等の防除

5 業務内容

- (1) 空気調和設備及び機械換気設備を設けている事務室等について、定期的に室内環境測定、点検及び調整等を行うこと。（別紙1参照）
- (2) 残留塩素測定、水質検査等を行い、受水槽等の清掃・点検を定期的実施すること。（別紙2参照）
- (3) 排水管、雑排水槽等の排水設備の点検及び清掃等を定期的に行うこと。（別紙3参照）
- (4) ねずみ、昆虫等の防除について、定期的に調査・点検・駆除を行うこと。（別紙4参照）

6 業務計画

業務の実施にあたっては、実施工程表を契約締結後速やかに提出し、委託者の承認を得ること。

7 業務資格者の選任

業務の実施にあたっては、建築物環境衛生管理技術者の選任の他、業務を行う者が有する資格等を記載した一覧表及び資格者の免状の写しを契約締結後速やかに提出し、委託者の承認を得ること。

8 結果報告

業務を実施した都度、結果を実施報告書（別添様式 1～4）に記入し、作業終了後、速やかに白石消防署担当者の確認署名を受けること。また、各月毎、本市指定の完了届（役務一第 9 号様式）に上記白石消防署担当者の署名がされた実施報告書を添付し提出すること。さらに、必要に応じて各作業内容がわかる写真を添付し提出すること。

9 支払要件

当業務の支払は、月ごととし、完了届の提出後、委託者が実施する検査に合格した日以降、本市指定の請求書により請求することとし、支払いについては、適正な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

10 その他

- (1) 受託者は、作業にあたって市民及び従事者等の事故防止に十分配慮するとともに事故に対する一切の責任を負う。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品又は材料（防そ防虫網等）、油脂等は特記がない限り受託者の負担とする。
- (4) 清掃に必要な資機材は受託者の負担とし、必要に応じて整備・取替え等を行うこととする。
また、衛生消耗品は、特記がない限り支給品とする。
- (5) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上、これを決定する。

11 発注担当

消防局総務部施設管理課 (011-215-2030)

札幌市中央区南4条西10丁目

空気調和設備及び機械換気設備保守点検

空気調和設備及び機械換気設備保守点検については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行令」、「同法施行規則」等の定めるところによる。

1 測定場所～全 9 箇所

- | | |
|----------------------|------|
| (1) 地下 1 階 控室 | 1 箇所 |
| (2) 1 階 展示ホール | 2 箇所 |
| (3) 2 階 展示ホール、仮眠室 | 2 箇所 |
| (4) 3 階 消防署事務室、協会事務室 | 2 箇所 |
| (5) 4 階 講堂、消防用設備実習室 | 2 箇所 |

2 点検周期

2 ヶ月に 1 回

3 業務内容

- (1) 厚生労働大臣の定めるところにより建築物の空気環境の測定に関する講習の課程を修了したもの又はこれに代わるものにより、室内環境測定を行うこと。
- (2) 点検結果に基づき、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令」に定める基準に適合するよう、空気を浄化し、湿度、流量を調整すること。
- (3) 展示室内の送風機、排風機その他の装置について、周囲状況、外部状況、動作状況及び目詰まりの状況を点検し、補修、洗浄等を行うこと。

※洗浄については、フィルターの汚れ具合に応じ、フィルター毎に最低 1 年に 1 回以上行うこと。

・全熱交換ユニット

新晃工業(株) PABA-115HIN 不織布フィルター 2 枚

・排風機

日本バイリーン(株) VCM-1010-L-(P)、プレフィルター、メインフィルター
各 1 枚

給水設備保守点検

給水設備保守点検については、「水道法」、「同法施行規則」、「水質基準に関する省令」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル衛生管理法）」、「同法施行規則」、「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱」等の定めるところによる。

1 設備概要

(1) 受水槽

日立ハウステック製 (HRT - 10S AG15GT)

FRP製 2槽式 有効容量 6,750 リットル

(2) 給水ポンプ

(株)日立製作所 (IJ - 50 - 1.5×2)

自動交互並列 3台ローテーション方式 (1台予備)

ユニット給水量 400 リットル/分

(3) ストレージタンク

伊藤製缶工業(株)

立型 SUSクラット鋼板 8 t

貯湯量 750 リットル

(4) 給湯一次ポンプ

(株)日立製作所 (JLP-32 - 50.25)

ライン形 SUS製 65 リットル/分

(5) 給湯二次ポンプ

(株)日立製作所 (JLP-32 - 50.4)

ライン形 SUS製 65 リットル/分

(6) 膨張タンク

日立機材(株) (AST - 95)

密閉式 タンク容量 217 リットル

2 点検周期

(1) 残留塩素・雑用水水質測定 7日に1回

(2) 水質検査

ア 11 項目	6 ヶ月に 1 回
イ 金属 5 項目	1 回（9 月 30 日までの間に 1 回測定）
※ 検査結果が水質基準に適合した場合は、次回に限り省略可。	
ウ 消毒副生成物	1 回（6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回測定）
(3) 大腸菌検査	2 ヶ月に 1 回
(4) 受水槽の点検	7 日に 1 回
(5) 受水槽の清掃	1 年に 1 回
(6) 給水ポンプ等の点検	7 日に 1 回

3 業務内容

(1) 残留塩素・雑用水水質測定

給水栓の末端において、残留塩素含有率のほか色度、濁度、臭気、味等の状態を検査する。また、水洗便所の用に供する雑用水について、pH 値、臭気、外観の検査を行う。

(2) 水質検査

ア ビル衛生管理法による知事登録を受けた者により、一般細菌、大腸菌郡など水質基準に関する省令の表中一の項、二の項、九の項、十一の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの項に掲げる事項（11 項目）について、6 ヶ月以内に 1 回検査を行う。また、同表中六の項、三十二の項、三十四の項、三十五の項及び四十の項に掲げる事項（金属 5 項目）については、9 月 30 日までの間に 1 回検査し、検査結果が水質基準に適合した場合は、次回に限り検査を省略することができる。

イ クロロホルムなど同表中十の項、二十一の項から三十一の項までの項に掲げる事項（消毒副生成物）については、6 月 1 日から 9 月 30 日までの間に 1 回検査を行うこと。

(3) 大腸菌検査

水洗便所の用に供している雑用水の大腸菌群、濁度について、定期的に検査を実施する。

(4) 受水槽の点検

ア 周囲状況、外部状況及び内部の状況について点検を行う。

イ ボールタップなどの機能点検及び必要に応じ被覆その他の補修を行う。

(5) 受水槽の清掃

ア ビル衛生管理法による知事登録を受けた者により、貯水槽内の清掃を行い、内部の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面に付着した物質を除去し、洗浄に用いた水を完全に除去する。

イ 塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行った後、残留塩素含有率のほか色度、濁度、臭気及び味について水質検査を行う。

(6) 給水ポンプ等の点検

給水ポンプ、ストレージタンク、膨張タンクの周囲状況、外部状況及びポンプについては動作の状況についても点検を行う。

排水設備保守点検

排水設備保守点検については、「下水道法」、「同法施行令」、「同法施行規則」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」、「同法に基づく厚生労働省告示」等の定めるところによる。

1 設備概要

(1) 雑排水槽

地中梁水槽（躯体柵） 6槽式

有効容量 122トン

防水仕様 塗膜防水

(2) 汚水槽

地中梁水槽（躯体柵） 1槽式

緊急時用（通常時は使用しない）

有効容量 18.9トン

防水仕様 塗膜防水

(3) 雑排水ポンプ1

(株)日立製作所 (US - SA40 - 50.25NXSA)

自動運転 フロートスイッチ付

水中形 100リットル/分

(4) 雑排水ポンプ2

(株)日立製作所 (US - DA50 - 50.75NXDA)

自動交互並列運転 フロートスイッチ付

水中形 150リットル/分

(5) ろ過器

(株)ロキテクノ

カートリッジ方式

ろ過能力 1.7トン/h

(6) 消火体験室用水槽

地中梁水槽（躯体柵） 1層式

有効容量 7.6トン

防水仕様 塗膜防水

(7) 水中ポンプ（消火体験室用）

(株)日立製作所 清水用 SUS製

150リットル/分 1台 (JLP - 40 - 51.5)

70 リットル／分 1 台 (JLP - 40×3 - 53.7)

(8) 循環ポンプ (消火体験室用)

(株)日立製作所 (H - P150J)

ライン形 30 リットル／分

防振吊架台・ドレンパン付

(9) 排水管等

ア 排水管

(ア) 屋外～186m

(イ) 屋内～ルーフ 320m、雑排水 205m、汚水 161m

イ 枺

(ア) 公設枺 4箇所

(イ) トラップ枺 7箇所

(ウ) 汚水枺 17箇所

(エ) 泥溜枺 5箇所

(オ) 油分離槽 2箇所

泥溜槽 0.22 トン/基

分離槽 1.83 トン/基

ウ 衛生器具

(ア) 和風大便器 9個

(イ) 洋風大便器 9個

(ウ) 身障者用暖便器 1個

(エ) 小便器 13個

(オ) 掃除流し 4個

(カ) 洗面器 (化粧) 22個

(キ) 洗濯機パン 2個

2 点検周期

(1) 清掃 ～ 6ヶ月に1回

(2) 点検 ～ 6ヶ月に1回

3 業務内容

(1) 汚水槽、雑排水槽、消火体験室用水槽、排水管、通気管、阻集器 (油分離槽)、トラップ枺等の清掃を行う。

(2) 排水槽、各ポンプ、阻集器、その他附属装置等の機能点検等を行い、必要に応じ補修を行う。

ねずみ・こん虫等の防除

ねずみ・こん虫等の防除については、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「同法施行規則」、「薬事法」等の定めるところによる。

1 点検周期

6ヶ月に1回

2 業務内容

- (1) ねずみ・こん虫等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害を調査し、当該調査の結果に基づき、建物全体について効果的な作業計画を策定し、統一かつ計画的に、適切な方法により防除作業を行う。
- (2) 建築物内のゴミの処理状況、飲食物の保管の状況等を点検し、必要に応じ塵芥庫の清掃等の措置を講じること。
- (3) 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ補修等の措置を講じること。

給水設備

様式 2

消防署確認欄 氏名

印

点検周期	1回/7日
	1回/2ヶ月
	1回/6ヶ月
清掃周期	1回/1年

点検日	令和 年 月 日
点検者	

点検項目		判断基準	結果	判定	
受水槽	周囲の状況	点検の妨げになる物が無い			
	床の状況	溜り水が無い			
	外部の状況	水漏れ	水漏れが無い		
		外観	発錆、腐食、損傷が無い		
		マンホール	施錠、密閉状態が良好である		
	付属配管	防虫網の腐食、損傷、詰まりが無い			
	内部の状況	水の状況	色や濁りが無い		
		異臭	塩素臭以外の異臭が無い		
		泡立ちの状況	持続性の泡立ちが無いこと		
		沈殿物	汚泥、赤錆等の沈殿物がないこと		
		浮遊物	水中、水面に異常な浮遊物がないこと		
		配管接続部	変形、腐食、損傷が無い		
	給水ポンプ	水面制御	正常に作動する		
		計器の状況	圧力計、電圧計は正常か		
動作状況		異常な騒音、振動、発熱はないか			
外観		汚れや錆が無い			
その他	水漏れ	水漏れが無い			
	ストレージタンク	本体、周囲の状況に異変が無い			
水質検査 残留塩素	膨張タンク	本体、周囲の状況に異変が無い			
	色度	5度以下である			
	濁度	2度以下である			
	臭気	異常でない			
	味	異常でない			
雑用水 水質検査	残留塩素の含有率	異常でない			
	pH値	異常でない (目安5.8~8.6)			
	臭気	異常でない			
	外観	ほとんど無色透明である			
	大腸菌群	検出されない			
	濁度	2度以下である			
特記事項					

判定マーク： / = 該当なし、○ = 異常なし、△ = 要注意、× = 異常あり

排水設備

様式 3

消防署確認欄 氏名 _____ 印 _____

点検・清掃周期 1回/6ヶ月

点検日	令和	年	月	日
点検者				

点検項目		判断基準	結果	判定
雑排水槽	本体	内部	浮遊物、沈殿物及び漏水がない	
		マンホール	密閉状態が良好である	
	付属部	水面制御及び警報装置	正常に作動する	
		配管及び接続部	水漏れ、変形、腐食、損傷がない	
汚水槽	本体	内部	浮遊物、沈殿物及び漏水がない	
		マンホール	密閉状態が良好である	
	付属部	水面制御及び警報装置	正常に作動する	
		配管及び接続部	水漏れ、変形、腐食、損傷がない	
消火体験室用水槽	本体	内部	浮遊物、沈殿物及び漏水がない	
		マンホール	密閉状態が良好である	
	付属部	水面制御及び警報装置	正常に作動する	
		配管及び接続部	水漏れ、変形、腐食、損傷がない	
ポンプ	ろ過器	動作状況	正常に作動する	
		水漏れ	水漏れ、詰まりがない	
	雑排水	動作状況	異常な騒音、振動、発熱はないか	
		水漏れ	汚れや錆、水漏れがない	
排水管等	循環	動作状況	異常な騒音、振動、発熱はないか	
		水漏れ	汚れや錆、水漏れがない	
	水中	動作状況	異常な騒音、振動、発熱はないか	
		水漏れ	汚れや錆、水漏れがない	
排水管等	排水管	配管及び接続部	水漏れ、詰まりがない	
		伸縮継手	正常に作動する	
		トラップ	正常に作動する	
	枡	マンホール	密閉状態が良好である	
		配管及び接続部	水漏れ、詰まりがない	
		トラップ	正常に作動する	
	衛生器具	外観	亀裂、破損がない	
		接続部	緩み、腐食、水漏れがない	
		排水状況	詰まりがない	
		トラップ	良好である	
	節水装置	正常に作動する		
特記事項				

判定マーク：／＝該当なし、○＝異常なし、△＝要注意、×＝異常あり

